

報告資料作成上の留意点と作成過程から得た学び

国際関係学研究科 比較文化専攻 大学院生

本集中講義では、総合的な学習の時間の意義等を学修したうえで、総括として、班ごとに班員の関心をふまえて現代的な課題をテーマとして設定し、調査を行った。さらに、調査の成果を、班別に講義の最終日に口頭により発表した。その後、口頭発表の内容をもとに、各班で報告資料を作成した。

本稿では、最終的な成果物としての報告資料を作成するにあたり留意した点を大きく二つの観点から振り返る。

第一は、内容の伝達方法が口頭から紙面となることにより、留意する必要性が生じた点である。口頭発表では、内容を聴衆が即時的に理解してもらうことを目的とする。それゆえ、用いるスライドは、一般的に文字量を少なくする一方、アニメーションやイラスト等を活用して、視覚的に訴える資料とすることが求められる。そのうえで、キーワード間のつながりや図表等が示すことを、口頭で説明する必要がある。他方、報告資料は、発表において口頭で説明したことを全て文章化することが求められる。そのうえで、口頭発表では時間の制約等から割愛した箇所についても精緻に述べるなどの、初読者にも内容を容易に理解してもらえるようにするための様々な工夫が、なお一層必要となる。

しかしながら、口頭発表をもとに報告資料を作成するといっても容易なことではない。報告資料作成にあたっては、報告を通して伝えたい主張を一貫させ、かつ明瞭に主張が伝わるようにするために、全体の構成を見直したり各項目の内容を質的・量的に補充したりする作業を行う必要がある。このような作業のたびに資料を参照することに加え、班内では項目どうしのつながりを複数回にわたり話し合う必要があった。とりわけ、各項目がどのように関連しているか、何を目的として資料を提示するのかという点に関しては班内での調整を繰り返した。しかし、一度口頭で発表したものを再構築し、当該テーマについて背景知識を持ち合わせていない人にも明瞭に伝わるための工夫をすることそれ自体に、予想以上の困難があったように思われる。

第二は、著作権の問題である。作成した報告資料には、インターネット上から得た著作物を、出典を明記したうえで使用している例がいくつかあった。しかしながら、他者が作成した著作物を含む報告資料をインターネット上で掲載するにあたっては、著作権保有者に対して使用許諾を得る手続きが必要となる。したがって、報告資料の作成過程において、各著作物の著作権保有者である、企業や官公庁、国際機関等に対して電話やメールにより使用許諾を申請した。申請の結果は、その場で快諾していただいたところ、先方の会議を経て許諾していただいたところ、完成した資料を送付して確認していただく必要があったところなど、様々であった。また、諸事情により掲載の許諾をいただけなかったところもあり、様々な著作権保有者があった。対応していただいたすべての著作権保有者の方々に、この場を借

りて厚く御礼申し上げます。

これまでの生活で、自分たちが主体となって作成した制作物を、インターネット上に掲載する機会は、あまりなかったように思われる。しかしながら、著作物の使用許諾申請をとおして、例えそれが今から 10 年以上前に作成されたものであっても、著作物を作成した担当所属に確認をとるなどの手続きが行われたことを知った。確かに、著作物に対する使用許諾申請手続きは、報告資料を作成する過程において、いわば付随的に生じた事項であった。しかしながら、映画などを違法にアップロードし動画共有サイト上で公開するファスト映画問題をはじめとして、様々な著作権にまつわる現代的問題や課題は山積しており、これらに目を向ける契機となった。また、すべての制作物には著作者がいて、著作権があることを改めて認識する「学び」の機会となった。

以上に述べた経緯により、本科目の最終日に行った発表を、報告資料としてウェブサイトに掲載するまでには、約 1 か月という、比較的に長い時間を要した。しかしながら、報告資料として完成させるまでに行った、個々人の作業や様々な工夫にとどまらず、班内での話し合いや経験を通してからも、受講者それぞれにとっての「学び」があったのではないかと推察する。